

番号:150339

国名: タンザニア

担当部署: 農村開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム

案件名: コメ振興支援計画プロジェクト(マーケティング)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務: マーケティング
- (2) 格付: 3号
- (3) 業務の種類: 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間: 2015年6月下旬から2015年9月上旬まで
- (2) 業務M/M: 国内 0.45M/M、現地 1.87M/M、合計 2.32M/M
- (3) 業務日数: 準備期間 4日 現地調査期間 56日 整理期間 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数: 1部
- (2) 見積書提出部数: 1部
- (3) 提出期限: 6月3日(12時まで)
- (4) 提出場所: 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)
※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))をご覧ください。
なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等:
 - 1) 業務方針の基本方針 16点
 - 2) 業務実施上のバックアップ体制 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等:
 - 1) 類似業務の経験 40点
 - 2) 対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - 3) 語学力 16点
 - 4) その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	農産物マーケティングに係る各種業務
対象国/類似地域	タンザニア/全世界(本邦含む)
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等: 特になし
- (2) 必要予防接種:

黄熱: 入国に際してイエローカード(黄熱病予防接種証明書)が必要です。

6. 業務の背景

タンザニアにおいて、メイズに次ぐ穀物生産量（132万トン、2012年）を誇るコメは、技術的観点から生産増のポテンシャルが高く、主食であるのみならず換金作物としての一面も有する。「農業の商業化」を目指すタンザニア政府は、国家稲作開発戦略(National Rice Development Strategy: NRDS)を2009年に策定し、コメ生産量の増加を優先課題に位置付けている。

我が国は、同国における農業分野支援として、1970年代からキリマンジャロ州における灌漑稲作技術にかかる協力を実施してきた。その成果として、「キリマンジャロ農業技術者訓練センター(KATC)」の機能が強化されるとともに、農家圃場でのコメの生産性が向上する栽培体系と研修方法が確立された。2007年～2012年に実施された技術協力プロジェクト「灌漑農業技術普及支援体制強化計画」(タンライス-1)では、この研修方法を活用して5カ所の農業研修所と連携し、コメ生産技術の全国普及が図られた。その中で、約40ヶ所の灌漑地区において研修を実施し、農家圃場レベルでの普及効果が確認された。また、より経験のある灌漑地区に対しては、マーケティングなどの分野で「課題別研修」を実施した。

こうした状況を受けてタンザニア政府は我が国に対し、農業・食糧保障・協同組合省(MAFC)研修局とザンジバル農業・天然資源省(MANR)をカウンターパート機関、MAFC研修局の6ヶ所の農業研修所およびMANRキジンバニ農業研修所の計7ヶ所を実施機関として、灌漑農地だけでなく天水畑地・天水低湿地も含めたコメ生産に係る研修を通じた技術普及を推進するため、さらなる技術協力の要請を行った。これを受けてJICAは、2012年11月から2018年11月まで6年間の予定で技術協力プロジェクト「コメ振興支援計画プロジェクト」(タンライス-2)を実施している。

タンライス-2では、これまでにチーフアドバイザー/マーケティング、稲栽培技術、水管理/農民組織、稲作普及/モニタリング、業務調整の各分野の長期専門家計5名を派遣している。これら長期専門家に短期専門家を合わせて6分野(普及/モニタリング・稲栽培・ジェンダー・灌漑地区管理・マーケティング・バリューチェーン)を支援している。実施機関である7研修所から各分野に計14名～16名の教官がカウンターパート(C/P)として配置されており、各分野のC/P群は「タスクグループ」(TG)と称される。

タンライス-2では、2013/14年度にマーケティング分野を担当する短期専門家を派遣し、①マーケティング分野のTGの組織化、②TGとしての年次行動計画策定(2014/15年度)、③2018/19年度までの行動計画案策定、④タンライス1から実施してきたマーケティング分野の課題別研修の内容改善、を支援した。また、2014/15年度にもマーケティング分野の短期専門家を派遣し、前年度に策定した年間行動計画に基づいて、①課題別研修(マーケティング)を実施する対象灌漑地区の選定、②対象灌漑地区における県農業普及員を対象としたTraining of Trainers(TOT)の実施(研修効果のモニタリング方法に係るTOTが内容の中心)、③TGメンバーによる4つの灌漑地区(マハンディ、キティボ、クウェムクワズ、クワンギミ)でのパイロット課題別研修の準備・実施、④研修成果のモニタリング様式作成、⑤課題別研修実施を通じた研修実施ガイドラインの最終化、⑥2015/16年度の年間行動計画策定、を支援した。

本専門家は、マーケティング分野の3年目の活動として、2018/19年度までの行動計画案及び、2015/16年度の年間行動計画に沿って、①上記4灌漑地区のモニタリング実施の支援、②県の農業普及員に対するTOT実施の支援、③6灌漑地区(予定)で行う課題別研修の実施の支援、④課題別研修の結果を踏まえた研修実施ガイドラインの更なる改善、トレーナー(7-(2)-5)②参照)認定、⑤2016/2017年度年間活動計画(案)策定の支援を行うことを目的として派遣するものである。

7. 業務の内容

本業務従事者はプロジェクト長期専門家と協力の上、次の業務を実施する。

(1) 国内準備期間(2015年6月下旬)

- 1) タンザニアのコメセクターおよびタンライス-2にかかわる関連資料の収集・整理・分析を行い、当該案件の実施に必要な情報を取得する。
- 2) 上記1)の分析結果をもとに、現地派遣期間における業務方針・方法等について記述したワークプラン(英文)を作成し、JICA農村開発部に提出する。

(2) 現地派遣期間(2015年6月下旬～8月下旬)

- 1) C/P機関及びJICAタンザニア事務所にワークプランを提出し、内容の確認を行う。
- 2) TGメンバーとともに、第2年次に実施したパイロット課題別研修のモニタリングを行

う。

- 3) プロジェクト専門家・TGメンバーとの協議を通じて MANR キジンバニ農業研修所(KATI) 管轄の 1 灌漑地区にて実施する農業普及員への TOT ワークショップの準備業務を行った後、課題別研修を実施し、最終的に普及員の TOT ワークショップを以下のように行う。
 - ①対象となる普及員に現地の事務所で研修 5 項目（「加工業者と市場へのスタディーツアー」、「市場情報システム」、「収支計算」、「ステーキホルダー会議」、「粉の品質向上」）に関する概要を説明する。
 - ②普及員が研修の演習を行う。
 - ③上記①②を踏まえ、TGメンバーとともに必要に応じて普及員への TOT の内容、方法等を改善する。なお、本活動は普及員の TOT であると同時に、TGメンバーが研修実施能力を向上するための TOT でもある。
 - 4) 6 灌漑地区（予定）で実施する課題別研修を支援する。具体的内容は以下のとおり。
 - ①各農業研修所の TG メンバーが対象灌漑地区の基礎情報と研修項目を確認する。
 - ②研修は TG メンバー内のトレーナーが中心となって実施するが、専門家が参加し、研修方法等を指導する。
 - ③研修修了後は改善点を指摘するとともに、報告書の作成も支援する。また、報告書は原則 5) で記載の TG 会議開催前に提出するよう指導する。
 - 5) TG 会議において、TG メンバーとともに下記の内容を行う。
 - ①普及員への TOT 及び灌漑地区での研修結果を TG メンバーと共有し、必要に応じて研修内容を改善し、研修実施ガイドラインを改善する。
 - ②2 年次にトレーナーと認定されず、準トレーナーに留まった TG メンバーに対して、研修実施方法と報告書の執筆方法を再度確認し、4) ③で記載の課題別研修後のパフォーマンスも勘案したうえで、一定のレベルに達したと判断された場合「トレーナー」として認定する。
 - ③上記の内容を踏まえ、来年度の行動計画案を策定する。
 - 6) 上記 2)～5) の結果を踏まえて、現地業務結果報告書(英文)を作成し、プロジェクト関係者及び JICA タンザニア事務所に報告・提出を行う。
- (3) 帰国後整理期間(2015 年 8 月下旬)
専門家業務完了報告書(和文)を作成し、活動結果に関する報告を行う。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(3) 専門家業務完了報告書とする。

- (1) ワークプラン
英文 4 部(JICA 農村開発部、JICA タンザニア事務所、C/P2 機関)
- (2) 現地業務結果報告書
和文要約 2 部(JICA 農村開発部、JICA タンザニア事務所)
英文 4 部(JICA 農村開発部、JICA タンザニア事務所、C/P2 機関)
- (3) 専門家業務完了報告書
和文 2 部(JICA 農村開発部、JICA タンザニア事務所)
なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データ(CD、写真データ等を含む)も併せて提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約見積書作成の手引き」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。
航空経路は、日本⇒ドバイ/ドーハ⇒ダルエスサラーム⇒ドバイ/ドーハ⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程/執務環境

1) 現地業務日程

現地派遣期間は 2015 年 6 月 26 日～ 8 月 20 日を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。

2) 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです(本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています)。

- ・ チーフアドバイザー(長期派遣専門家) (現在(2015年4月から)のチーフアドバイザーはマーケティング業務を含みません。)
- ・ 稲栽培技術(長期派遣専門家)
- ・ 水管理/農民組織(長期派遣専門家)
- ・ 稲作普及/モニタリング(長期派遣専門家)
- ・ 業務調整(長期派遣専門家)
- ・ ポストハーベスト技術改善(短期専門家)

3) 便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ① 空港送迎
あり
- ② 宿舎手配
あり
- ③ 車両借上げ
必要な移動に係る車両の提供(市外地域への移動を含む。)
- ④ 通訳備上
なし
- ⑤ 現地日程のアレンジ
プロジェクトチームが必要に応じアレンジします。
- ⑥ 執務スペースの提供
KATC 内プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供(インターネットは使用可能ですが、回線の状況が不安定な場合があります。)

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料が JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・ 詳細計画策定調査報告書
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000008326.html>)
- ・ プロジェクト詳細情報(ナレッジサイトトップ>プロジェクト情報>スキーム別&国別一覧>プロジェクト基本情報(プロジェクト・ドキュメント/P0))

また、本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム(TEL: 03-5226-8407)にて配布いたします。

- ・ 短期専門家(マーケティング) 専門家業務完了報告書(2013年11月)
- ・ 短期専門家(マーケティング) 専門家業務完了報告書(2014年9月)

(3) その他

- 1) 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- 2) タンザニア入国に際しては、査証とは別に在留免責証明書(Exemption Certificate: EC)または就労許可証(Work Permit: WP)を入国前に取得する必要があります。本業務実施契約(単独型)締結後、英文履歴書、パスポートコピー等必要書類を提出して頂きます。
(JICA 農村開発部より WP 取得にかかる手続きの流れについてお知らせします。)
- 3) タンザニア国内での作業においては、JICA の安全管理措置を遵守するとともに、JICA 総務部安全管理室、JICA タンザニア事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることといたします。

以上